

の段に、げす女の髪うるはしくみじかくてありぬべしとあるも、下主女のさげ髪をいへるなり、後世になりても、平家物部二鬼界島の事を、男は烏帽子も著す、女は髪もさげざりけりとあるにて、賤の女まですべらかしなりし事明し、下輩もさげ髪の風俗世々に傳りし證は、天和三年、大坂西鶴作一代男三下の關稻荷町の遊女の事を、上方のしなしありてとりみださず、髪さげながらおほかたはうちかけとあり、田舎のはかなき妓さへ、垂髪に袴したるをもて其他をえるべし、已往物語親見翁、享保年中八十餘歳にて、寛永以來江戸の風俗をかゝれたる物、むかしは正月五節寫本にて流布しけるに、弘化二年八十翁物語として、ある人上梓す、むかしは正月五節供總じて祝ひ日には、何程の小身にても、家の主人麻上下を著し、召仕ふ侍も上下を著す、中五節供は内室髪を下げ、針妙も髪をさげ、十歳以上の子供親の如く、その衣服をさせる、そのみならず、神佛參詣には髪を下げる云々とあり、こゝにむかしとあるは、此書を作られたる享保より六十年ばかりのむかし、万治寛文あたりの事なるべし、

〔桂林漫録〕下髪

戒庵漫筆、倭國婦人不裹足、髪長散披在後、

〔日本書紀九十三〕七年、天皇始幸藤原宮、皇后聞之、恨曰、妾初自結髮、陪於後宮、既經多年、甚哉、天皇也、今妾産之、死生相半、何故當今夕、必幸藤原、乃自出之、燒産殿而將死、天皇聞之、大驚曰、朕過也、因慰諭皇后之意焉、

〔安齋隨筆後編六〕

一、未嫁女不結髮

上古はいまだ嫁せざる女は髪をあげずと見えたり、萬葉

集に、タチバナノ寺ノ長屋ニ我イテシウナキハナリハ髪アゲツランカ、とよみ伊勢物語に、くらべこしふりわけがみも肩すぎぬ君ならずしてたれかあぐべき、とよみ、又日本紀允恭天皇紀七年の紀に、皇后是を聞きて曰く、妾初め髪結てより後宮に陪る事、多年を経たりと記さる、文選の古詩にも髪を結て、夫妻となると見ゆれば、和漢其の趣を同す、貞丈按に、髪ソギと云は、